

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（波浪観測施設灯）
発生日時	令和元年5月15日 04時03分ごろ
発生場所	宮城県石巻市金華山南東方沖（金華山沖波浪観測施設灯） 金華山灯台から真方位120° 5.4海里（M）付近 （概位 北緯38° 14.0′ 東経141° 41.0′）
事故の概要	漁船第二十一 ^{だいりん} 大林丸は、東南東進中、波浪観測施設灯に衝突した。
事故調査の経過	令和元年5月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十一大林丸、66トン
船舶番号、船舶所有者等	130131、株式会社真高漁業
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に破口及び擦過傷 波浪観測施設灯 手すり及び防舷材に破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風力 3、視程 約2～3M 海象：波高 約1.0m 潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：04時23分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか5人が乗り組み、漁場に向けて自動操舵により東南東進していた。</p> <p>船長は、雨が強くなってきたので、ふだんより早くネットレコーダーの発信機（漁網の状態を知らせる発信機）の電池交換作業を行うこととし、周囲の状況を確認したところ金華山沖波浪観測施設灯（以下「本件施設灯」という。）の灯光を船首方に視認したが、同作業は短時間で完了するので問題ないと思い、共に船橋当直についていた航海士と船尾甲板に向かった。</p> <p>本船は、船橋が無人の状態で東南東進を続け、船長及び航海士が電池交換作業を終えて船橋に通じる階段を昇っていたところ、本件施設灯に衝突した。</p>
分析	本船は、東南東進中、船長が、船尾甲板で電池交換作業を行うこととし、船橋当直についていた航海士と共に降橋し、船橋が無人の状態で航行していたことから、本件施設灯に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、本船が、東南東進中、船長が、船尾甲板で電池交換作業を行うこととし、船橋当直についていた航海士と共に降橋し、船橋が無人の状態で航行していたため、本件施設灯に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・航行中は、船橋を無人にしないこと。